

表3-87 鹿児島空港航空機騒音調査結果（平成25年度）

(単位：デシベル)

番号	測定地点	類型(基準)	測定値(年平均)
①	霧島市溝辺町麓2877-10	II (62以下)	55
②	霧島市溝辺町麓1031-2	I (57以下)	43
③	霧島市溝辺町崎森2998-1	I (57以下)	36
④	霧島市隼人町西光寺2407-1	II (62以下)	53
⑤	霧島市隼人町内1670-1	II (62以下)	54
⑥	霧島市隼人町西光寺3000	II (62以下)	51
⑦	霧島市溝辺町麓1461	II (62以下)	54

鹿児島空港 航空機騒音調査地点

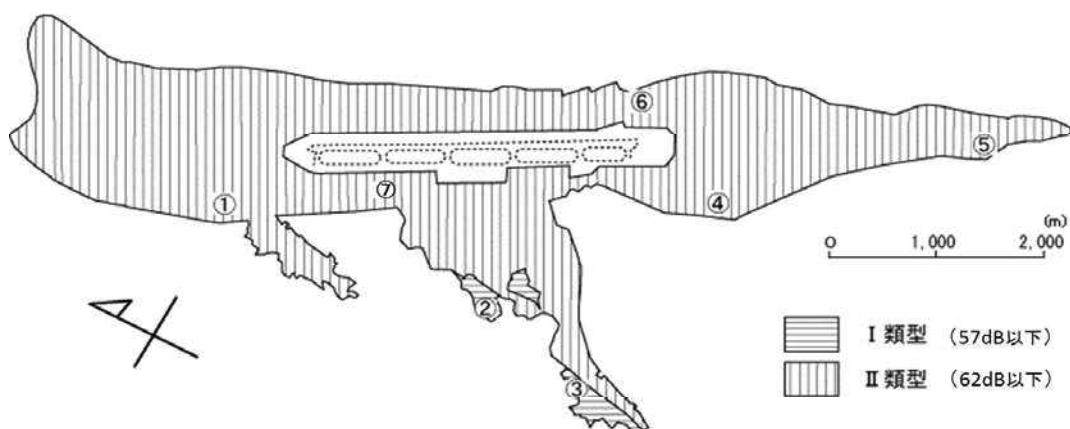


表3-88 鹿屋飛行場航空機騒音調査結果（平成25年度）

(単位：デシベル)

番号	測定地点	類型(基準)	測定値(年平均)
①	鹿屋市寿7-4-40	I (57以下)	41
②	鹿屋市西原2-420	I (57以下)	45
③	鹿屋市札元1-24-3	I (57以下)	40
④	鹿屋市川東6982	II (62以下)	57
⑤	鹿屋市野里2464-2	II (62以下)	52
⑥	鹿屋市新栄町649	II (62以下)	49
⑦	鹿屋市野里町4501	II (62以下)	48

鹿屋飛行場 航空機騒音調査地点

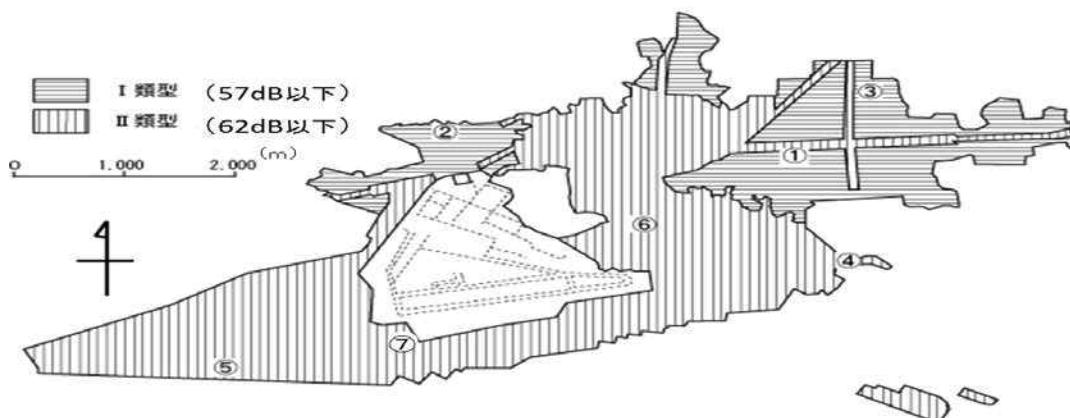


表 3-89 新幹線鉄道（九州新幹線）騒音調査結果（平成25年度）（単位：デシベル）

番号	測定地点	類型(基準)	測定値
①	出水市美原町	I (70以下)	67
②	出水市麓町	I (70以下)	70
③	出水市武本	I (70以下)	67
④	薩摩川内市城上町	I (70以下)	69
⑤	薩摩川内市高城町	I (70以下)	69
⑥	薩摩川内市中郷町	II (75以下)	72
⑦	薩摩川内市平佐町	I (70以下)	64
⑧	薩摩川内市宮崎町	I (70以下)	69
⑨	いちき串木野市冠岳	I (70以下)	71
⑩	日置市東市来町養母	I (70以下)	70
⑪	日置市伊集院町下神殿	I (70以下)	69
⑫	日置市伊集院町郡	I (70以下)	69
⑬	日置市伊集院町土橋	I (70以下)	69
⑭	鹿児島市田上八丁目	I (70以下)	67
⑮	鹿児島市武二丁目	I (70以下)	72

表 3-90 新幹線鉄道（九州新幹線）騒音環境基準達成状況（平成25年度）

類型	測定地点数	環境基準達成地点数	達成率 (%)
I	14	12	85.7
II	1	1	100.0
計	15	13	86.6

表 3-91 新幹線鉄道（九州新幹線）振動調査結果（平成25年度）（単位：デシベル）

番号	測定地点	指針値	測定値
①	薩摩川内市宮崎町	70以下	58
②	鹿児島市武岡一丁目	70以下	48
③	鹿児島市武二丁目	70以下	50

② 騒音に係る苦情の状況

騒音は、各種公害の中でも、日常生活に密着した問題であり、発生源も多種多様であることから、苦情も多岐にわたっています。

苦情件数の推移は、図3-37のとおりです。平成25年度の苦情件数は133件で、そのうち工事・建設作業に係る苦情の割合が高く、騒音苦情全体の32%（43件）を占めています。（図3-38）

図 3-37 騒音の苦情件数の推移

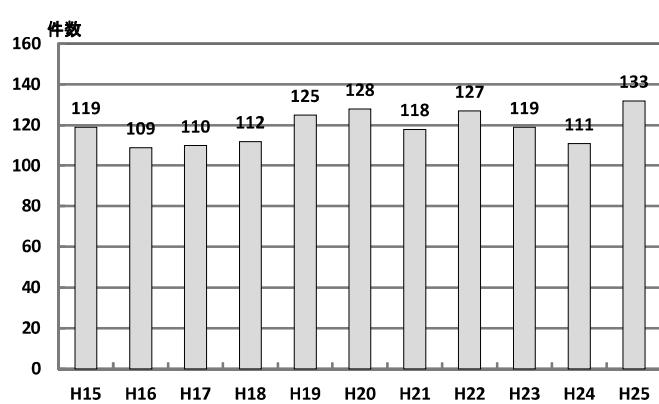
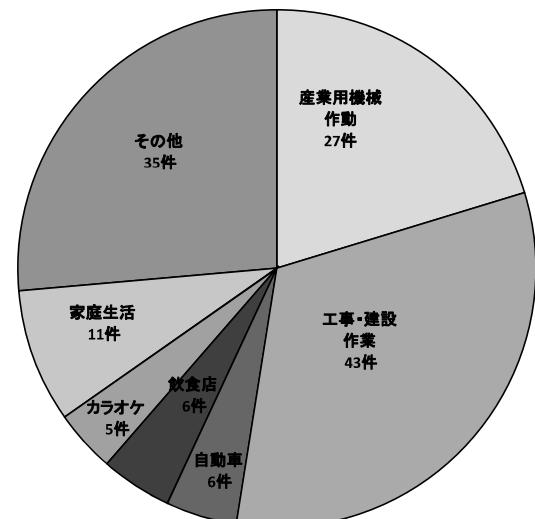


図 3-38 騒音の発生源別苦情件数



資料：公害等調整委員会 公害苦情調査

(2) 対策

騒音規制法や県公害防止条例に基づく規制基準を遵守するよう指導を行い、関係機関や市町村と密接な連携を図り、各種対策を総合的に推進していくことが必要です。

① 騒音規制法による規制

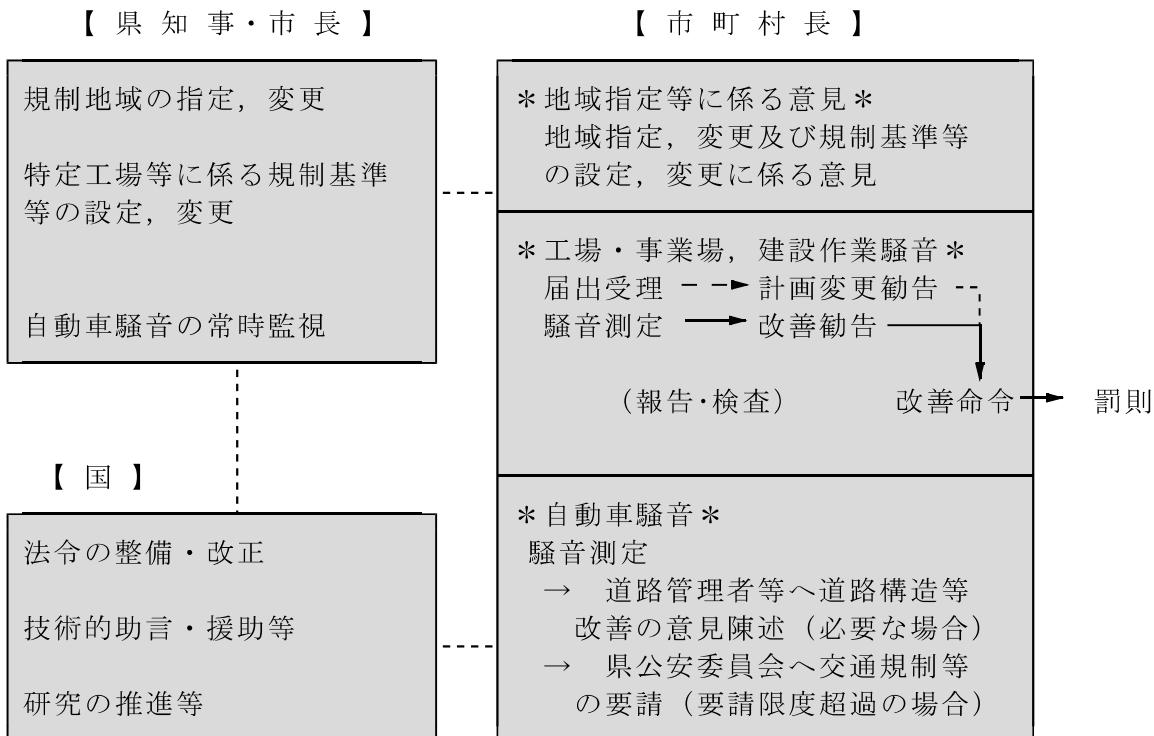
騒音規制法では、工場・事業場における事業活動に伴う騒音及び建設作業に伴う騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音の限度（許容限度・要請限度）を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

県知事は、規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行うこととされ、昭和58年度までに、県内全市町村について規制地域等の指定を行っています。

市町村長は、届出の審査及び受理、騒音測定、立入検査、改善勧告及び命令、自動車騒音の測定に基づく県公安委員会への要請及び道路管理者等への意見陳述等を行います。

なお、鹿児島市については、平成8年に中核市になって以降、また、薩摩川内市については平成18年4月から、鹿屋市及び霧島市については平成19年4月から、奄美市については平成23年4月から、その他の市については平成24年4月から権限移譲により県知事の役割業務も各市長が行っています。（図3-39）（資料編10-(7)(8)(9)(10)(11)）

図3-39 騒音規制法の体系



ア 工場・事業場騒音

県内の指定地域内の特定工場等の数は、平成25年度末で1,686工場です。指定地域内の特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、市町村長は、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損われる認められる場合は、勧告、命令等を行います。また、苦情に基づく立入検査の際、騒音防止に関する行政指導を行っています。

騒音の防止については、事業者の騒音対策に関する知識の向上を図るとともに、施設の改善及び適正配置等の発生源対策並びに住居及び工場等の分離の推進等都市計画

に基づく土地利用面における対策等を図ることが必要です。

(表3-92, 資料編10-(7)(11))

表3-92 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成26年3月末現在)

施設の種類	1 金属加工機械	2 空気圧縮機等	3 土石用破碎機等	4 織機	5 建設用資材製造機械	6 穀物用製粉機	7 木材加工機械	8 抄紙機	9 印刷機械	10 合成樹脂用射出成形機	11 鋳型造型機	計
施設数	820	5,802	624	639	130	5	409	7	433	140	7	9,016
工場数	139	985	124	29	94	3	174	1	121	14	2	1,686

イ 建設作業騒音

建設作業騒音の防止については、施工者側の防止対策に対する十分な配慮が効果的であるため、付近住民に対する事前説明の実施、代替工法の採用等の対策が必要です。

(表3-93, 資料編10-(8))

表3-93 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況 (平成25年度)

作業の種類	くい打機等を使用する作業	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等を設けて行う作業	バックホーを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業	計
届出数	57	6	295	25	3	64	1	12	463

ウ 自動車騒音

自動車騒音については、交通量の増大により幹線道路沿い等において、定常に騒音が発生します。本県の自動車保有台数は、約134万台（平成26年3月末）です。

騒音規制法の指定地域内における自動車騒音が、要請限度を超えてることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、市町村長は、公安委員会に対し、交通規制等の措置を要請します。

自動車騒音を低減するためには、信号機の設置、自動車等の通行禁止等の交通規制、最高速度の制限等の道路交通法の規定による措置とともに、道路部分の舗装の改良、立体交差化、緑地帯の拡大等構造の改善を図る必要があります。（資料編10-(9)）

② 県公害防止条例による規制

県公害防止条例は、法で規制する特定施設のほかに、冷凍機に付随した圧縮機、コンクリートブロックマシン等の特定施設による騒音、飲食店等の深夜営業騒音、拡声機騒音等について規制しています。

特に、深夜営業騒音については、カラオケ騒音に代表される飲食店等における騒音に対する苦情が増加し、規制を求める世論が高まったことから、昭和56年12月県公害防止条例の改正を行い、飲食店営業等に係る音量規制及び音響機器の使用制限を定めています。このうち、音量については、昭和57年6月から騒音規制法の指定地域内において規制をしています。一方、音響機器の使用については、18市8町の都市計画法に基づく住居系用途地域及び近隣商業地域を使用制限区域として指定し、深夜騒音防止を図ってい

ます。（表3-94、資料編10-（11）（12）（13））

表3-94 県公害防止条例に基づく特定施設設置届出状況 （平成26年3月末現在）

区分	のこ 目立 機	圧縮 機	送風 機	走行 クレ ーン	動力 打綿 機等	ブロ ンクリ ークマ シン	計
施設数	4	724	269	55	49	53	1,154
工場等数	3	178	77	14	38	37	347

※ 表中の工場等数は延数である。なお、工場等数の実数は合計で299である。

③ 近隣騒音

近隣騒音は、カラオケ等の深夜営業騒音、移動販売車等の拡声機騒音、家庭生活からの騒音等に分類され、近年の都市部の過密化や生活様式の変化に伴い、騒音苦情に占める割合が年々高くなっています。

2 振動の現状と対策

（1）現状

振動は、振動源（機械、建設作業、道路交通等）からのエネルギーが地面等を伝播し、主に生活主体である建物を媒体として人体に伝わり、不快感を与えるものであり、場合によつては、建物の損傷等、物的な被害をもたらすこともあります。

平成25年度の振動の苦情件数は17件で、そのうち、工事・建設作業に係る苦情が6件（35%）で、最も多くなっています。（図3-40、図3-41）

図3-40 振動の苦情件数の推移

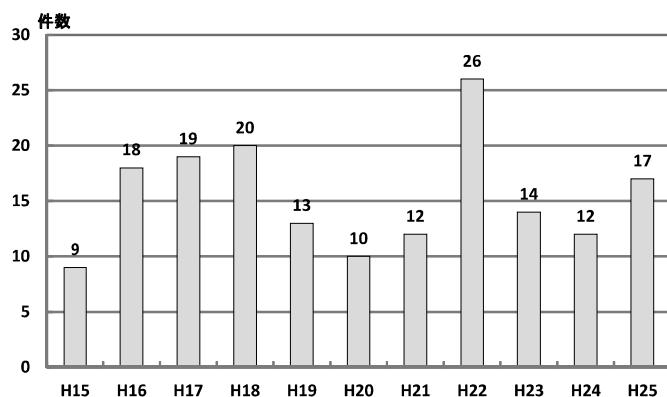
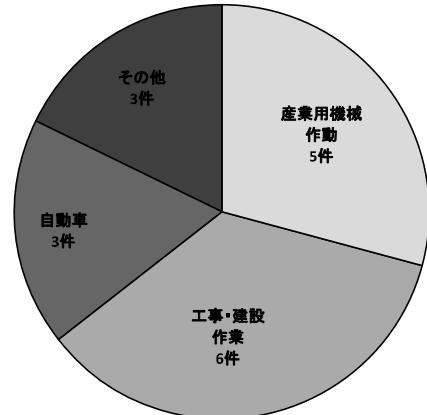


図3-41 振動の発生源別苦情件数



資料：公害等調整委員会 公害苦情調査

（2）対策

振動規制法に基づく規制基準を遵守するよう指導を行い、関係機関や市町村と密接な連携を図り、各種対策を総合的に推進していくことが必要です。

① 振動規制法による規制

振動規制法では、工場・事業場における事業活動に伴う振動及び建設作業に伴う振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動の限度（要請限度）を定めること等

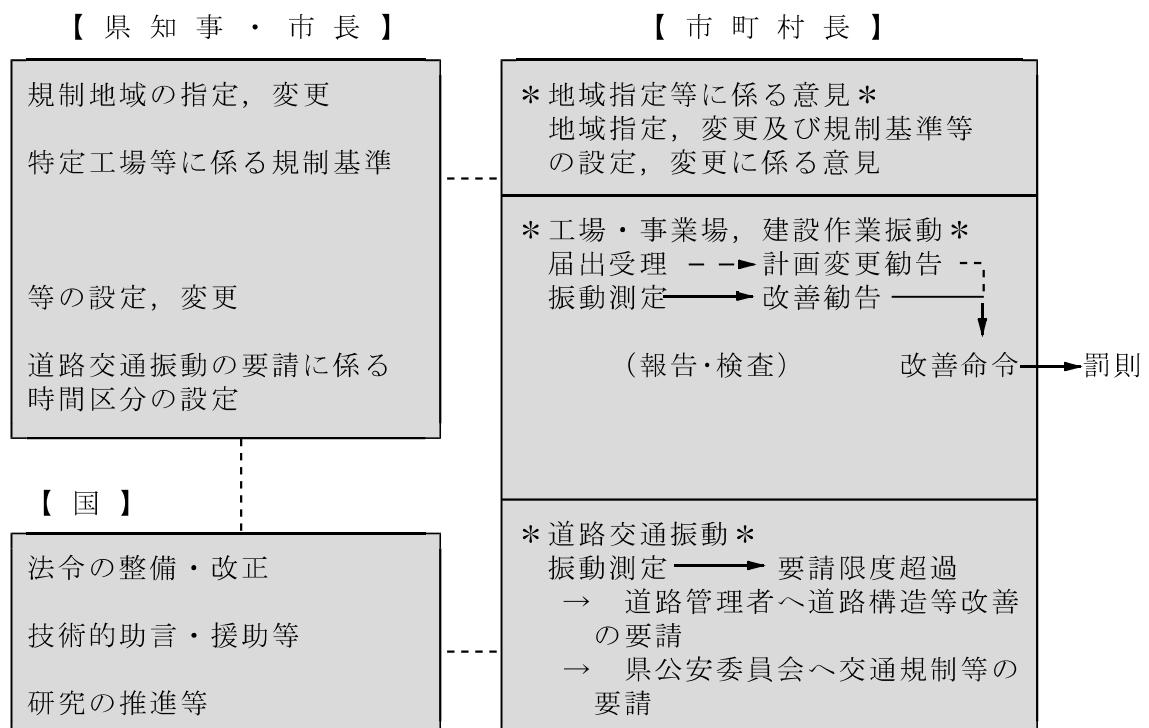
により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

県知事は、規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行うこととされ、平成26年3月末現在で19市8町について規制地域等の指定を行っています。

市町村長は、届出の審査及び受理、振動測定、立入検査、改善勧告及び命令、道路交通振動の測定に基づく道路管理者及び県公安委員会への要請等を行います。

なお、鹿児島市については、平成8年に中核市となって以降、また、薩摩川内市については平成18年4月から、鹿屋市及び霧島市については平成19年4月から、奄美市については平成23年4月から、その他の市については平成24年4月から権限移譲により県知事の役割業務も各市長が行っています。（図3-42）（資料編11-（1）（2）（3）（4））

図3-42 振動規制法の体系



ア 工場・事業場振動

指定地域内の特定工場等が規制の対象となり、県内の特定工場等の数は、平成25年度末で789工場です。

工場・事業場からの振動防止については、事業者の振動に関する知識の向上を図るとともに、施設の改善及び適正配置等の発生源対策や住居及び工場等の分離の推進等、都市計画に基づく土地利用面における対策等を図ることが必要です。（表3-95）

表3-95 振動関係特定施設届出状況

（平成26年3月末現在）

施設の種類	1 金 屬 加 工 機 械	2 壓 縮 機	3 土 石 用 破 碎 機 等	4 織 機	5 コ ロ ン シ ク リ マ ト シ ン ブ 等	6 木 材 加 工 機 械	7 印 刷 機 械	8 ゴ 成 ム 樹 脂 機 用 鍊 又 用 は の 合 口	9 合 成 成 形 樹 脂 用 鍊 射 出	10 鑄 型 造 型 機	計
施 設 数	466	1,875	424	539	38	71	128	1	234	6	3,782
工 場 数	111	472	67	16	22	51	35	1	11	3	789

イ 建設作業振動

指定地域内において行われる建設作業のうち、政令で定めるくい打ち作業等の特定建設作業が規制対象となります。（表3-96、資料編11-(2)）

建設作業振動については、建設作業が本来、衝撃力を直接利用することや、一時的に行われることなどから、対策が困難な場合が多く、このため、付近住民への事前説明や低振動工法の採用等が必要です。

表3-96 振動関係特定建設作業届出状況（平成25年度）

作業の種類	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用して破壊する作業	舗装版破碎機を使用する作業	ブレーカーを使用する作業	計
届出数	56	0	2	236	294

ウ 道路交通振動

道路交通振動とは、自動車が道路を通行することに伴い発生するものをいいます。

道路交通振動は、凹凸のある路面の道路を大型の車両等が高速で走行することなどにより発生することから、道路の舗装、補修等の道路構造の改善対策や速度制限等の方策を講じることが必要です。

3 悪臭の現状と対策

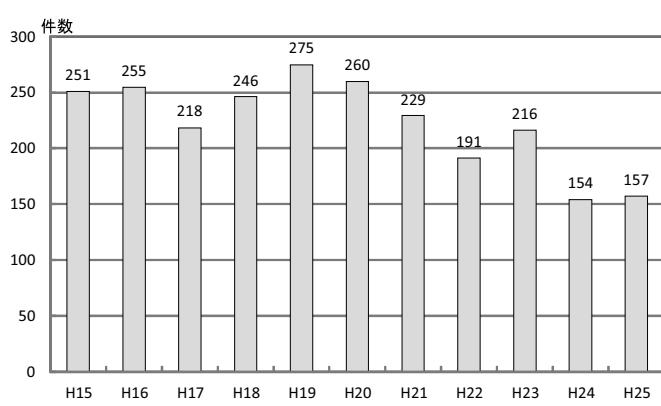
(1) 現状

悪臭は、大気汚染、水質汚濁等と異なり、嗅覚という人の感覚に直接知覚されるものであり、その感知の程度は、各人の嗜好、体調などにも左右され、また、発生源も多種多様です。

悪臭問題は低濃度でも不快感を与えることや、多種類の物質がこん然となって大気中に拡散されることなどから、悪臭物質濃度と被害との関係が不明確であるため、問題の解決が困難なものとなっています。

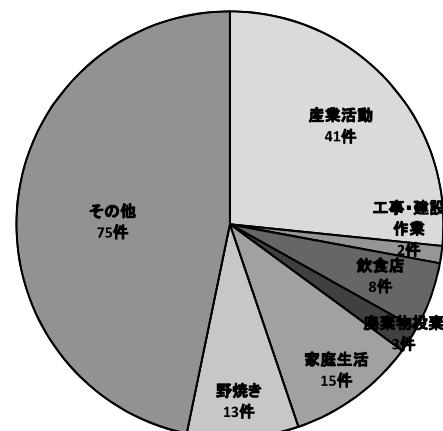
悪臭苦情件数の推移は図3-43のとおりです。平成25年度の悪臭に係る苦情件数は157件で、そのうち、産業活動が41件と全体の26%を占め、次いで家庭生活が15件、野焼きが13件となっています。（図3-44）

図3-43 悪臭の苦情件数の推移



資料：公害等調整委員会 公害苦情調査

図3-44 悪臭の発生源別苦情件数



(2) 対策

悪臭防止及び苦情等への対策として、悪臭防止法及び県公害防止条例による規制を行っています。

① 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、規制地域内に設置されている工場その他の事業場の全てが規制の対象となります。

規制基準には、物質濃度規制と臭気指数規制の2通りがあり、物質濃度規制は政令で指定されている特定悪臭物質（22物質）、臭気指数規制は全ての物質を対象として、敷地境界、排出口及び排出水中における規制基準が定められています。

（資料編12-（1））

県は、同法に基づき規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、市町村は悪臭物質の測定や改善勧告、改善命令の発動といった規制事務を行っています。

（図3-45）

なお、中核市である鹿児島市は独自で規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、平成18年4月からは薩摩川内市が、平成19年4月からは鹿屋市と霧島市が、平成23年4月からは奄美市が、平成24年4月からはその他の市が権限移譲により各市において設定等を行っています。

平成26年3月末における県内の状況については、19市15町で規制地域を指定しており、多くの市町が特定悪臭物質の濃度による規制を採用していますが、鹿児島市、出水市及びさつま町は臭気指数規制を導入しています。（資料編12-（1））

② 県公害防止条例による規制

県公害防止条例では、知事が規制対象となる施設を定め、事業者に施設の構造並びに使用及び管理に関する基準の遵守を義務付けることによって悪臭の防止を図っています。

（図3-45、表3-97）

なお、独自に条例を制定している鹿児島市、薩摩川内市（旧川内市区域のみ）、鹿屋市、南さつま市及び奄美市には適用されません。